

第 36 回全国都市緑化信州フェア実行委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、第 36 回全国都市緑化信州フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、平成 31 年に長野県内において、第 36 回全国都市緑化信州フェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （１）フェアの企画、準備、開催及び運営に関する事業
- （２）その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 組織等

（構成）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、監事、委員及び参与をもって構成する。

2 委員及び参与は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （１）経済団体、緑化推進団体及び市民等の団体の代表者又は役職者
- （２）関係行政機関の代表者又は役職者
- （３）その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- （１）会 長 1 名
- （２）副会長 5 名
- （３）監 事 6 名

- 2 会長は、長野県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、松本市長、大町市長、塩尻市長、安曇野市長及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。
- 4 監事は、長野県会計管理者、松本市会計管理者、大町市会計管理者、塩尻市会計管理者、安曇野市会計管理者及び公益財団法人都市緑化機構総務部長をもって充てる。

(役員、委員及び参与の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。特に指名がない場合は、松本市長が代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- 4 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 5 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応じる。

(名誉顧問及び顧問)

第7条 実行委員会に名誉顧問及び顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 顧問等は、実行委員会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第8条 フェアの展開に関し専門的な観点から助言を得るため、実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員、委員、参与、顧問等及びアドバイザーの任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第10条 役員、委員、参与及び顧問等の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第 11 条 実行委員会の会議は、総会とする。

第 3 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、役員、委員及び参与をもって構成する。

(議決事項)

第 13 条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(招集及び開催)

第 14 条 総会は、会長が招集し、開催する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者が務める。

(運営及び議決)

第 16 条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

- 2 委員等は、やむを得ない理由があるときは、代理人を総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 5 会長が必要と認める場合は、総会に委員等以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 幹事会

(幹事会)

第17条 実行委員会における審議を補助するため、実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、長野県建設部都市・まちづくり課全国都市緑化信州フェア推進室長をもって充てる。

4 幹事は、会長が別に定める職にある者をもって充てる。

5 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 専門部会

(専門部会)

第18条 会長は、特に必要があるときは、フェアの実施等について専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第19条 会長は、総会を招集するいとまがない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 実行委員会の事務を処理するため、長野県建設部都市・まちづくり課全国都市緑化信州フェア推進室に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 財務会計

(経費)

第21条 実行委員会の運営及び事業実施に要する経費は、主催者負担金、協賛金及びその他収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第 22 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、平成 29 年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、平成 30 年 3 月 31 日をもって終わる。

3 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算及び決算)

第 23 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第 24 条 実行委員会の資産の管理は、会長がこれを行う。

第 9 章 解散

(解散)

第 25 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余の財産)

第 26 条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第 10 章 補則

(補則)

第 27 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 29 年 月 日から施行する。